

## 富山県立高等学校学び直し支援金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県が、高等学校等を中途退学した後再び富山県立高等学校で学び直す者に対して教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「法」という。)に基づく高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日文部科学大臣決定)に基づき支給する高等学校等学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (受給資格)

第2条 学び直し支援金の対象となる者は、法第2条に規定する高等学校等(富山県立高等学校に限る。)に在学する生徒であつて、次の各号の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業又は修了していない者
- (3) 法第3条第2項第2号の規定に該当する者
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校に入学した者(就学支援金に係る新制度の対象者であった者(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第90号)による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であったもの又は同法第3条第2項第3号に該当することにより就学支援金の受給資格の認定を受けなかったもの(同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。))に限る。)
- (5) 高等学校等を退学したことのある者
- (6) 学び直し支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
- (7) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者(法第3条第2項3号に規定する所得制限に該当しない者)

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。)第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

### (支給額)

第3条 学び直し支援金の額は、法第6条の規定に基づき支給される就学支援金に相当する額(次の各号に掲げる支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額)を予算の範囲内において支給する。

- (1) 全日制 9,900円
- (2) 定時制 2,700円
- (3) 通信制 520円



(受給資格の認定等)

第4条 学び直し支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める期日までに、高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請書（様式1）に省令第3条に定める保護者等の課税証明書等（以下「課税証明書等」という。）を添付して、高等学校を経由して富山県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- 2 高等学校は、前項の申請書の提出があったときは高等学校等学び直し支援金受給資格認定申請者一覧（様式2）を作成し、県教育委員会に提出するものとする。
- 3 県教育委員会は、前項の提出があったときは、速やかに当該申請を審査のうえ、認定又は不認定を決定し、高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について（様式3及び別添1又は2）により当該高等学校に通知するものとする。
- 4 高等学校は、前項の規定による通知を受けたときは、申請者に対して高等学校等学び直し支援金の受給資格認定について（様式4又は5）により受給資格認定の通知又は不認定の通知をするものとする。
- 5 高等学校は、第3項の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対して、高等学校等学び直し支援金支給決定（支給予定）通知書（様式2・4）により支給決定額等を通知するものとする。

(代理受領等)

第5条 高等学校設置者は、受給権者に代わって学び直し支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。

(収入状況の届出等)

- 第6条 受給権者は、毎年度、県教育委員会が別に定める日までに、高等学校等学び直し支援金収入状況届出書（様式1）（以下「収入状況届出書」という。）に課税証明書等を添付し、高等学校を経由して県教育委員会に提出しなければならない。
- 2 高等学校は、前項の届出書の提出があったときは、高等学校等学び直し支援金収入状況届出者一覧（様式6）を作成し、県教育委員会に提出するものとする。
  - 3 県教育委員会は、第1項の届出書及び前項の規定による書類の提出があったときは、支給の可否及び支給額について判定し、高等学校へ高等学校等学び直し支援金の収入状況審査結果について（様式7）により審査結果を通知するものとする。
  - 4 前項の判定により、第2条に規定する受給資格を満たさない者と認めた場合は、県教育委員会は高等学校等学び直し支援金の受給資格の消滅について（様式8及び別添）を作成し、高等学校を通じて、高等学校等学び直し支援金の受給資格の消滅について（様式9）により受給権者に資格消滅の通知をするものとする。

(支給の差止め)

第7条 県教育委員会は、受給権者から、正当な理由なく収入状況届出書の提出がない場合には、受給権者に対する学び直し支援金の支給を一時差止めする決定を行い、高等学校等学び直し支援金の支払いの一時差止めについて（様式10及び別添）により、受給権者が在学する高等学校を通じて受給権者に高等学校等学び直し支援金の支払の一時差止めについて（様式11）により通知するものとする。



(学び直し支援金受給資格消滅)

第8条 受給権者が、卒業、退学又は転学した場合には、受給権者が在学する高等学校は高等学校等学び直し支援金受給資格消滅者一覧（様式1\_2）を県教育委員会に提出するものとする。

2 県教育委員会は、高等学校から前項の提出があったときは、高等学校等学び直し支援金の受給資格の消滅について（様式8及び別添）により高等学校を通じて、受給権者に高等学校等学び直し支援金の受給資格の消滅について（様式1\_3）により通知するものとする。

(学び直し支援金の支給停止)

第9条 受給権者は、休学するときには、学び直し支援金の支給の停止を県教育委員会に申し出ることができるものとし、高等学校等学び直し支援金の支給停止申出書（様式1\_4）により高等学校を経由して県教育委員会に提出するものとする。

2 高等学校は、受給権者から前項の規定による支給停止申出書の提出があったときは、高等学校等学び直し支援金支給停止申出者一覧（様式1\_5）を作成し、県教育委員会に提出するものとする。

3 県教育委員会は、前項の規定による支給停止申出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、支給停止の決定を行い、高等学校等学び直し支援金支給停止者一覧（様式1\_6）を作成し、高等学校を通じて、高等学校等学び直し支援金の支給の停止について（様式1\_7）により、当該受給権者に通知するものとする。

(学び直し支援金の支給再開)

第10条 前条第1項の申出をした受給権者は、復学したときには、高等学校等学び直し支援金の支給再開申出書（様式1\_8）に第6条第1項の届出書（収入状況届出書）及び課税証明書等を添付して高等学校を経由して県教育委員会に提出しなければならない。

2 高等学校は、受給権者から前項の規定による支給再開申出書の提出があったときは、高等学校等学び直し支援金支給再開申出書一覧（様式1\_9）を作成し、県教育委員会に提出するものとする。

3 県教育委員会は、前項の規定による支給再開申出者一覧の提出があったときは、その内容を審査し、申出が適当と認められるときは、申出のあった日の属する月の翌月から学び直し支援金の支給を再開し、高等学校等学び直し支援金支給再開者一覧（様式2\_0）を作成し、高等学校を通じて支給対象者に高等学校等学び直し支援金の支給の再開について（様式2\_1）により通知するものとする。

(支給実績証明)

第11条 受給権者又は受給権者であった者は、学び直し支援金の支給の実績を証明する書類の発行を請求するときは、県教育委員会に高等学校等学び直し支援金の支給実績証明書発行申請書（様式2\_2）を提出し、高等学校等学び直し支援金の支給実績証明書（様式2\_3）の交付を受けることができる。

(学び直し支援金の返還等)

第12条 県教育委員会は、第2条に掲げる要件と相違する申請事実により支給の決定を受けた者があるときは既に受給した学び直し支援金額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。



(状況報告及び調査)

第13条 県教育委員会は、支給の状況に関し必要があると認めるときは、高等学校に対し、報告もしくは文書その他物件の提出もしくは提示を命じ、又は当該職員に調査させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 高等学校は、学び直し支援金に係る証拠書類を支給の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

